

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 個人情報の取り扱い規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下、「連盟」といいます）は選手・指導者・審判・医師・看護師・ボランティア等（以下、「関係者」といいます）の個人情報について、「個人情報保護方針」に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。

(個人情報の取得および利用について)

第2条 連盟は、加盟申請（団体・個人）、選手登録、強化指定選手登録と大会エントリーの際に、関係者から個人情報のご提供をお願いします。

また、関係者からご提供いただいた個人情報については、以下の利用目的以外の目的では利用いたしません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合や、利用目的そのものを変更する場合は、事前に関係者にお知らせいたします。なお、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やかに且つ適正に削除・廃棄いたします。

(1) 個人情報の種類と利用目的

- | | |
|----------------|---|
| ・団体加盟申請（正会員登録） | 連盟内での利用、チーム名の Web や SNS での利用 |
| ・個人加盟申請（正会員登録） | 連盟内での利用、
役員については役員名簿での利用と開示 |
| ・選手登録 | 連盟内での利用、
普及大会や強化活動での参加資格確認 |
| ・強化指定選手登録 | 本人の同意を得たうえでの Web、SNS や新聞等での報道
連盟内での利用、
日本パラリンピック委員会への情報提供 |
| ・日本代表選手 | 本人の同意を得たうえでの Web、SNS や新聞等での報道
連盟内での利用、
国際知的障害者スポーツ連盟 (Virtus) への情報提供、
日本パラリンピック委員会 (JPC) への情報提供
一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ連盟 (ANISA) への情報提供、
Web、SNS や新聞等での報道 |
| ・謝金等の支払い情報 | 連盟内での利用、謝金等の支払いでの利用 |

(2) 本人の同意を得たうえでの Web、SNS や新聞等での報道について

Web、SNS や新聞等での報道には「氏名」「年齢」「都道府県名、市区町村名」「所属」までとし、原則として大会時の取材報道やパンフレットへの掲示のみとなります。

(個人情報の第三者への開示と提供について)

第3条 連盟は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者（外国にある第三者を含む）に開示または提供いたしません。

- ・ 本人の同意がある場合
- ・ 個人情報の取り扱いに関する業務の全部または一部を委託する場合
(ただしこの場合、連盟は委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結し、委託先の適切な監督に努めます。)
- ・ 統計的なデータなど本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- ・ 法令に基づき開示・提供を求められた場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・ 国または地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(個人情報の管理について)

第4条 連盟は、個人情報に関する法令に則り、関係者からご提供いただいた個人情報を適正に管理いたします。

また、連盟は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等について適切かつ合理的な安全対策を講じるとともに、万一の発生時には速やかな是正措置を実施いたします。

(個人データの開示等の請求について)

第5条 連盟は、関係者からご提供いただいた個人情報に関して、本人またはその代理人から、開示・訂正・削除・利用停止等の請求があった場合には、申請者本人または代理権を所有する代理人であることを確認したうえで、合理的な期間および範囲で回答いたします。ただし、以下に記載する場合は非開示とさせていただきます。

- ・ 保有個人情報の本人であることが確認できない場合
- ・ 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・ 開示等の求めの対象が保有個人情報に該当しない場合
- ・ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 連盟の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 他の法令に違反することとなる場合
- ・ その他、個人情報保護法に基づき開示等の義務を負わない場合

(附則)

この規定は平成31年4月1日より運用する。